

意匠法の問題圈 第21回

——意匠の表現と認定VI

京橋知財事務所 弁理士

(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V. 引用意匠の認定

1. 類否判断における引用意匠

出願意匠と類否判断の対比対象となる意匠(引用意匠)は以下の三つに分類される。①意匠法3条1項1号又は2号の「公知の意匠」(以下、引用以外では「公知意匠」という。)、②意匠法3条の2の「先願に係る意匠として開示された意匠」(以下「先願開示意匠」という)の一部、③意匠法9条の先願意匠である。③先願意匠は、意匠登録出願に係る意匠(意匠登録を受けようとする意匠)であり、出願意匠(登録意匠)と同様に認定される。これに対して、①公知意匠については、現実に存在する物品や、刊行物記載内容から「引用意匠」を抽出認定する必要がある。②意匠法3条の2では、「先願開示意匠」の一部として「引用意匠」を抽出認定する必要がある。出願意匠の認定と異なり、意匠の表現方法が規定されているわけではなく、多様な表現があり、抽出認定に特有の問題がある。

2019年4月の『意匠審査基準』(以下、『基準』という。)改訂によって、部分意匠と全体意匠とのカテゴリー的な区別はなくなり、意匠法9条及び10条において、部分意匠と全体意匠とが類否判断の対象とされるようになった。改訂『基準』では、「全体意匠と部分意匠」との類否判断基準をある程度示しているが、従来の全体意匠同士、部分意匠同士の類否判断基準を踏襲した、原則的内容に止まっている*1。部分意匠と全体意匠との類否判断では、一部対比対象とならない部分や不明な部分を含む意匠との対比が問題となることが予想されるが、詳細な考え方は示されていない。だが、従来の裁判例でも、対比対象(引用意匠)の一部が不明なものの事例が存在す

る。これらの裁判例は、全体意匠と部分意匠との類否判断について参考になると思われる。

結論をいえば、引用意匠については、「表された内容」のみを認定し、不明な部分については「推定」する必要はなく、「差異点」と認定して類否判断ができる。したがって、全体意匠と部分意匠の類否判断も同様の論理構成で類否判断できると思われる。また、本願意匠の引用意匠としては、本願意匠の構成態様(内容)に相当する対比意匠を「資料(製品、刊行物、公報等)」から抽出認定するべきである。

*1 『基準』(平成31年4月)122-124頁参照。

2. 公知意匠(意3条1項1号又は2号)の認定

1) 公知意匠における不明部分の認定

公知意匠は、刊行物等の媒体により表現され、表現形式が規定されている出願意匠とは違って、多様な表現であり十分に表現されていないこともある。公知意匠においては、不明部分の認定が問題となる。

『基準』(22.1.2.6)25頁は、「刊行物に記載された意匠」(意3条1項2号)については、「対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。」とし、その具体例として、①「不明な部分」の「形態を推定」できるもの、②記載された物品の一部、及び③公報掲載部分意匠の「意匠登録を受けようとしなかった部分」の3つの事例が挙げられている*2。

刊行物記載の意匠に「不明な部分」があった場合、どのように認定すべきかについては、二つの方法がある。一つは、『基準』が述べるように、「不明な部分の具体的な形態を推定できるもの」を「対比可能な程度に十分表されている」とする方法である。例

えば、「図学の法則や、その意匠の属する分野の知識経験によって補足しつつ、その形態が想定できる程度に記載されていること」*3によって対比可能な公知意匠とする。この方法は、さらに、①図学法則から認定できる場合、②他の資料(記載等)から認定できる場合、及び③当業者が特定の形状等を推定できる場合に分けられる。

もう一つは、「不明な部分」を不明なままで対比可能とする方法である。『基準』では、事例をあげていないが、「対比可能な程度に」と述べているので、ある程度は不明なままで対比することも『基準』の想定するところと思われる。この方法は二つに分かれ、①不明な部分が、意匠の要旨(要部)を構成しないような微細な部分であり、対比可能とするもの*4と、②不明な部分を含んだまま対比し類否判断する方法がある。後者は、不明部分が要部であっても引用意匠として対比し、類否判断の結論としては非類似を導く方法である。

*2 「①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの ②刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠(例えば、部品に係る意匠)であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの ③意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体的な形態を識別できるもの」(『基準』25頁)である。

*3 斎藤暲二『意匠法概説』(有斐閣 1991年) 85頁

*4 例えば、満田重昭・松尾和子編『注解意匠法』(青林書院 2010年)〔森本敬司〕は、「刊行物に記載された態様によって厳密に一の意匠が特定されずとも、意匠の主要部分が特定され、その不明の態様が常識の範囲内でどのような態様であろうとも出願意匠とその意匠との類似の関係が免れない場合には、拒絶理由において引用可能として取り扱われている」と述べる。また、寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦編著『意匠法コンメンタール(第2版)』(レクスネクシス・ジャパン 2012年)〔峯唯夫〕123頁は、「刊行物に意匠出願の要部に対応する態様が記載され、意匠としての対比が可能な場合は、刊行物に記載されたかという…。記載されているといえるか否かは刊行物に記載された意匠と出願意匠との相対的な関係で決まる」と述べる。

●裁判例

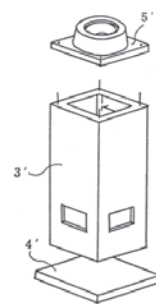
①引用意匠が不特定であることから類否判断不能とした裁判例

(a) 東京高判昭和48・3・6〔卵容器〕昭和43(行ケ)5(染野判例2567の31頁)は、「引用意匠の内容は上記の4枚の写真に矛盾なく表現されているべきであって、…引用意匠の内容はこれを客観的に確定することが不可能である」と述べる(同旨:東京高判昭和48・3・6〔卵容器〕昭和43(行ケ)16)。その他、(b) 東京高判昭和53・3・29〔野球帽〕昭和52(行ケ)93(染野判例2561の7の106頁)、(c) 東京高判平成2・5・31〔編針〕平成1(行ケ)82号(無体集22巻2号354頁)、(d) 知財高判平成21・3・25〔人形〕平成20(行ケ)10402、(e) 知財高判平成23・11・21〔照明器具用反射板〕平成23(行ケ)10129がある。

②不明部分を図学法則から認定した裁判例

(a) 東京高判昭和51・1・20〔パチンコ球用計数器〕昭和47(行ケ)124(無体集8巻1号1頁)、(b) 東京高判昭和56・5・27〔ビニール膜の支持フレーム〕昭和55(行ケ)166(染野判例2561の7の164頁)があり、(c) 東京高判平成1・2・23〔配線用コンクリート枡〕昭和63(行ケ)67(無体集21巻1号45頁)〔図1〕は、「引用公報の第2図に記載されたものが、…分解斜視図であることは明らかで…その具体的な形状を認識できることは明らか」と述べる。(同旨:東京高判平成1・2・23〔配線用コンクリート枡〕昭和63(行ケ)68(取消集5号473頁))、その他、(d) 東京高判平成4・2・27〔自動車用バイザー〕平成3(行ケ)58(染野判例Ⅱ6113の33頁)がある。

●図1 引用意匠



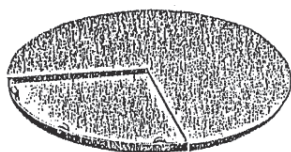
第2図

実開昭52-151673

③不明部分を他の資料(記載等)から認定した裁判例

(a) 東京高判昭和60・7・30〔蛇口接続金具〕昭和59(行ケ)7(無体集17巻2号344頁)は、「刊行物の記載によつてその意匠を把握特定するに当たつては、図面のみならず、文章による表現を参照できる」と述べる。(b) 東京高判昭和63・11・8〔ハム〕昭和62(行ケ)227(染野判例2561の435頁)は、「引用意匠に係る物品の説明」を参酌している。(c) 東京高判平成1・5・30〔載置台用回転台〕昭和63(行ケ)235(無体集21巻2号402頁)〔図2〕は、一般論として、「刊行物に記載された意匠としての物品の形状とは、そこに掲載されている物品の写真、図面を通じて(その説明文があるときはそれをも参酌して)認識される物品の形状をいうのであつて、必ずしも認識の素材たる写真、図面そのままの形状をいうのではない。」と述べる。(d) 東京高判平成2・12・13〔王冠〕平成2(行ケ)95(判時1372号127頁)は、「物品の形状を認識するに当たつては、当該図面以外にこれに関する説明文や当該物品を写した写真をも斟酌することは妨げない」と述べる。その他、(e) 東京高判平成2・11・29〔建築用板材の連結具〕平成2(行ケ)75(染野判例Ⅱ6125の100頁)、(f) 知財高判平成20・1・31〔発光ダイオード付き商品陳列台〕平成18(行ケ)10388がある。

●図2 引用例



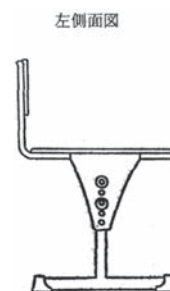
なお、他の資料を参酌して、引用意匠の認定を変更した事例として、(a) 東京高判昭和57・7・29〔自動車用扉縁金具〕昭和55(行ケ)22(染野判例2561の7の206頁)は、「引用刊行物は、昭和40年当時のニッサンセドリック4ドアセダン30型の写真」であることから製品も参酌して引用意匠の認定をした。(b) 知財高判平成1・6・14〔ゴルフボール〕昭和63(行ケ)130(染野判例(Ⅱ)6195頁)は、「『OFFICIAL GAZETTE』は『U.S.P.Design』の抄録で…全図面を掲

載している引用U.S.P.D.」を参酌する。

④不明部分を推認した裁判例

(a) 東京高判昭和55・12・18〔ギター〕昭和54(行ケ)70(染野判例2561の7の147頁)は、「かくれた部分についても、他にこの部分がとくに通常の形と異なるものであることを示唆するような表示はない」と述べる。(b) 東京高判昭和56・5・27〔シート地用押え材〕昭和55(行ケ)168(染野判例2561の7の168頁)は、「温室におけるビニール膜の定着装置に係るものであることからみて、これに用いられるビニール膜は透明のものの存することは極めて当然である」と述べる。(c) 東京高判昭和56・6・17〔椅子〕昭和55(行ケ)349(無体集13巻1号483頁)〔図3〕は、「本件意匠及び引用意匠の椅子は、ともに、逆T字状脚垂直柱と右係止具及び座席支持部の係止用貫通孔によって、その高さを上下調節可能とする態様のものである」と述べる。(d) 東京高判昭和56・10・20〔罐の提げ手〕昭和54(行ケ)218(無体集13巻2号767頁)は、「把手が回転するものと認定」する。(e) 東京高判昭和59・7・26〔ハムフライ〕昭和57(行ケ)211(染野判例2561の69頁)は、平面図だけの引用意匠について、「これが日常一般に板状であることは明らか」と述べる(同旨：東京高判昭和59・7・26〔コロッケ〕昭和57(行ケ)212(染野判例2561の77頁))。(f) 東京高判平成15・2・25〔バルブ用筐体〕平成14(ネ)4093は、「アングルバルブという商品の通常形状から、その写真に写っていない部分(背面部)の形状を推認することは容易」と述べる。

●図3 引用意匠



●図4 引用意匠



⑤不明部分は要部ではなく、対比可能とした裁判例

(a) 東京高判昭和48・5・31〔帽子〕昭和45(行ケ)1(無体集5巻1号184頁、判タ298号244頁)〔図4〕は、「本体裏面(内側)」が不明であるが、「帽子の本体裏面は通常は人の目にふれることが期待されていないから、特段の主張のない本件においてはその形状、色彩は本願意匠の要部にならない」とし、本願意匠は意匠法3条1項3号に該当すると述べる。

(b) 東京高判昭和59・12・18〔藁細断機用刃〕昭和58(行ケ)254(判タ550号269頁)は、「引用意匠における図面の不備は、引用意匠を本願意匠と対比して類否を判断する妨げとなる程度のもではない。」と述べる。その他、(c) 東京高判昭和63・4・20〔電気かみそり用カッター〕昭和60(行ケ)158(無体集20巻1号185頁)、(d) 東京高判平成3・12・25〔レーダーアンテナ〕平成2(行ケ)273(染野判例Ⅱ6105の7頁)、(e) 東京高判平成8・3・28〔ふとん・畳乾燥用支柱〕平成7(行ケ)247(染野判例Ⅱ6105の72頁)、(f) 東京高判平成8・6・11〔自動車用ホイール〕平成7(行ケ)133、134(染野判例Ⅱ6121の62頁、6121の78頁)、(g) 東京高判平成10・1・14〔液体シリンダー〕平成9(行ケ)100(染野判例Ⅱ6121の87頁)、(h) 東京高判平成14・3・27〔長靴〕平成13(行ケ)271、(i) 知財高判平成22・6・30〔ゴルフボール〕平成21(行ケ)10208がある。

⑥不明なまま類否判断可能とする裁判例

(a) 東京高判平成12・9・27〔ごみ箱〕平成12(行ケ)391(染野判例Ⅱ6125の207頁)は、「一般に、引用意匠の構成を示す資料に限られていても、これにより認定することのできる範囲においてその構成を認定することに問題はない。本件において、引用意匠

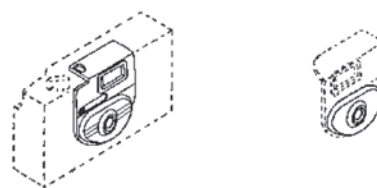
の構成を示す資料が斜めから写した1枚の写真のみであっても、このことから直ちに、引用意匠の構成に係る審決の認定が違法となるものではない。」と述べる。(b) 東京高判平成13・11・28〔カーテン地〕平成13(行ケ)123(染野判例Ⅱ6101の47頁)は、「引用に係る意匠として特定し得る限度で類否判断を行ったとしても、直ちに違法ということはできない。なお、意匠の形態の一部を特定することなくした類否判断が、その具体的な判断内容において誤りがあるかどうかは別論である」と述べる。(c) 大阪地判平成21・9・10〔ゴルフボール〕平成20(ワ)5712は、引用意匠の「不明な部分は、具体的構成態様における差異点として、上記全体的な意匠が視覚を通じて起こさせる美感に、視覚上意味のある差異を生じさせるかどうかを判断することにより類否判断をすることが可能である。」と述べる。

以上のように、①引用意匠が不特定であることから類否判断ができないとした事例は、少数である。これに対して、不明部分を認定する事例の多くは、②図学法則から認定できるとするか、③他の資料(記載等)から認定できるとしている。しかし、④不明部分を推定した裁判例は少なく、平成以降は1件しかない。むしろ、不明なまま類否判断する裁判例が多い。その多くは、⑤「対比可能な程度に明確」であり、「要部が明確」とであると認定するものであるが、最近、⑥不明部分が要部を構成するか否かにかかわらず、不明なまま類否判断可能とする裁判例がある。東京高判平成13・11・28〔カーテン地〕は、「引用に係る意匠として特定し得る限度で類否判断を行ったとしても、直ちに違法ということはできない。なお、意匠の形態の一部を特定することなくした類否判断が、その具体的な判断内容において誤りがあるかどうかは別論である」と述べる。大阪地判平成21・9・10〔ゴルフボール〕は、「不明な部分は、具体的構成態様における差異点として、上記全体的な意匠が視覚を通じて起こさせる美感に、視覚上意味のある差異を生じさせるかどうかを判断することにより類否判断をすることが可能である」と述べる。

●図5

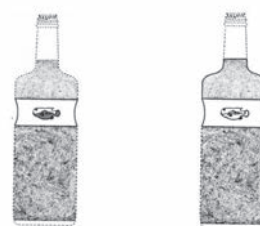
【事例3】公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)

部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」



【事例4】公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)

部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



審決においても、公知意匠の引用意匠について不明な部分をそのまま差異点と認定して類否判断するものが多くある。最近の審決では、例えば、審決2018・11・27〔靴〕不服2018-10806、審決2018・10・12〔タンクトップ〕不服2018-8401、審決2018・6・4〔マッサージ具〕不服2018-2686、審決2018・6・4〔整理箱〕不服2018-795、審決2018・5・22〔電気接続端子〕不服2018-1411がある。

不明部分をそのまま認定して類否判断する手法は、部分意匠と全体意匠の類否判断にも採用できる判断手法と思われる。不明部分を含む意匠であっても、引用意匠として本件意匠の対比対象とし、不明部分を差異点と認定して意匠全体の類否の観点から評価すべきであろう。不明部分が本件意匠の要部を構成するような場合には、非類似と判断されることとなると思われる。

2) 公知意匠の一部としての引用意匠

『基準』25頁は、引用意匠と認定できるものとして、①「不明な部分」の「形態を推定」できるものの他に、②「刊行物に記載された…物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠(例えば、部品に係る意匠)」(以下、「公知意匠の一部」という。)、及び③「意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」」(以下「公開部分意匠の一部」という。)を挙げている。この③公開部分意匠の一部は、②公知意匠の一部に含まれるものではあるが、確認的に挙げたものと推認される。

この③公開部分意匠の一部について、『基準』114頁は、「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」として、【事例3】【事例4】【図5】を挙げている。

この【事例3】は、②公知意匠の一部の事例ともなっており、出願意匠に相当する引用意匠、すなわち、公知意匠「カメラ」の一部である「ファインダー付カメラ用レンズ(の部分意匠)」を引用意匠とする事例と解される。そして、【事例4】は、③公開部分意匠の一部の具体的事例である。公知意匠の破

線部分(瓶の肩部)を含めて「出願意匠の意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分(対比対象)としている。すなわち左側の登録意匠は「魚模様部分の部分意匠」であるが、引用意匠としては「肩部と魚模様部分の部分意匠」が抽出認定される。公報には、登録意匠(魚模様部分の部分意匠)だけではなく、その全体意匠も開示されており、そこに含まれている「肩部と魚模様部分の部分意匠」が引用意匠となりうると解される。

「公知意匠の一部」の引用意匠については、模様色彩を除く「形状の意匠」を認定することができるかが問題となる。特に、模様色彩の有無が重要な判断要素となる物品(例えば、包装用容器)においては、重要な問題となる。意匠法3条の2の『基準』(24.1.4)59頁では、「意匠の一部」として「意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を観念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。」と明記しており、意匠法3条1項でも上記のように「部品に係る意匠」だけを例示している。『基準』は、「形状のみの意匠」を公知意匠と認定することには消極的であるといえる。しかし、本願意匠が「形状のみの意匠」である場合には、引用意匠としても模様色彩を除く「形状の意匠」を引用意匠とすることが妥当と考える*5。

形状のみの引用意匠に関する裁判例はないが、審決例を見ると、引用意匠を「模様を除く形状のみの意匠」や「形状の意匠」と明記するものとして、

審決2013・3・25〔包装用容器〕不服2012-20054、審決2013・3・22〔包装用缶〕不服2012-20262、審決2012・9・13〔包装用袋〕不服2012-3303、審決2011・3・17〔包装用容器〕不服2010-23930がある。また、模様の有無を差異点として認定しない審決もあり、実質的に引用意匠を「形状のみの意匠」と認定していると思われる事例も多い。例えば、審決2017・6・6〔包装用缶〕不服2017-668、審決2011・6・17〔包装用缶〕不服2010-27703、審決2011・2・22〔包装用缶〕不服2010-20588がある。

＊5 私見の詳細は、本連載「意匠法の問題圏 第6回」(DESIGN PROTECT 2013 No.98 Vol.26-2)31頁参照。また、前掲(＊4)〔森本〕153頁は、公知の意匠の場合には、それが形状、模様及び色彩の結合の場合を例にとると、そこに複数の意匠を觀念し抽出することができる。すなわち、その意匠から色彩若しくは模様又はその両方を捨象した意匠とそのままの意匠の合計4種の意匠を抽出することができ、そのいずれかの意匠と本願意匠との同一性(3号の場合は類似性)が問われるのである。」と述べる。

●裁判例

①物品の一部を引用意匠とした裁判例

(a) 東京高判昭和59・10・9〔レコードプレーヤー用ターンテーブル〕昭和56(行ケ)23(判時1144号138頁)は、「ある物品の意匠からその物品とは非類似の物品の意匠を抽出し、右刊行物記載の意匠とすることも、本件のように、全体の意匠の中で抽出されるべき意匠がそれ自体として具体的な態様を識別できるものである限り別段差支えなく、許される」と述べる。その他に、(b) 東京高判平成2・11・27〔精米機用精白転子〕平成2(行ケ)25(染野判例Ⅱ6169の2頁)、(c) 東京高判平成7・4・12〔物干し器〕平成6(行ケ)172(染野判例Ⅱ6087頁)「ハンガーを除いた独立の物品である物干し器の意匠」、(d) 東京高判平成9・4・16〔型材〕平成8(行ケ)99(染野判例Ⅱ6125の149頁)がある。

②変化の一態様を引用意匠とした裁判例

(a) 東京高判昭和55・5・6〔いす〕昭和52(行ケ)86(染野判例2561の7の131頁)は、「両意匠とも、脚部分が螺子調節により上下に伸縮して動く旨の説

明記載は各願書にはなく、図面の記載からもそのようには認められない」と述べる。当業者の推定等はせずに、願書記載の通りに認定したものといえよう(前記、東京高判昭和56・6・17〔椅子〕昭和55(行ケ)349は、これと反対に、変化を推定している裁判例である。)(b) 東京高判昭和61・6・24〔包装用箱〕昭和60(行ケ)96(無体集18巻2号221頁)は、「意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化するものであつても、その変化した形状等について意匠登録を受ける趣旨が願書に明示されていない以上、甲意匠の変化した形状等を想定して、これと乙意匠の通常の使用状態における物品の形状等を対比することは許されない」と述べる。(c) 知財高判平成22・7・7〔呼吸マスク〕平成22(行ケ)10079は、「本件出願において装着状態の意匠に係る図面は提出されておらず、願書に添付された図面に記載されている事項及びここから認識できる事項以外の事項を考慮すべきでない」として、本願意匠は「使用直前状態」の意匠として認定され、引用例の図面に記載されたマスクの使用直前状態と類似するとされた*6。

3) 部分意匠としての公知意匠の認定

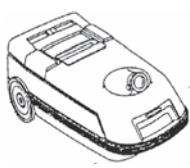
部分意匠出願に対比される引用意匠は、部分意匠なのか全体意匠なのかは必ずしも明確ではない。裁判例を見ても、①引用意匠が全体か部分か曖昧に認定する裁判例*7と②物品の部分引用意匠と認定する裁判例*8がある。なお、これらは、ほとんどが審決の認定について述べたものであり、審決における不明確さを示すものである。裁判所の認定としては、東京地判平成25・4・19〔サンダル〕平成24(ワ)3162が引用意匠を部分意匠として認定する*9。

この不明確さは、根本的には、部分意匠の認識の相違(要部説と独立説、ないし出願形式説と実存説との相違)によるものであるが、直接的には、『基準』(71.4.2.2.2)113頁の「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」に由来すると思われる*10。例えば、【事例1】〔図6〕では、「公知の意匠」として、「電気掃除機本体」の全体意匠

●図6

【事例1】公知の意匠
「電気掃除機本体」

部分意匠の意匠登録出願
「電気掃除機本体」



が示されており、あたかも、出願部分意匠と全体意匠が類似するかのようである。

「②相当する部分を引用意匠」と認定する考え方によれば、引用意匠は「公知の意匠」から「電気掃除機本体の上部の部分意匠」を抽出認定し本願部分意匠の対比対象とする。これに対して「①引用意匠を曖昧に」認定する場合、本願部分意匠の対比対象である引用意匠は「公知の意匠」（全体意匠）である。この①の考え方の審決では、「兩部分の形状等」について印象や美感の異同を判断して、「兩意匠の類否」を判断している^{*11}。その具体的な判断内容は、『基準』111頁の部分意匠類否判断基準に従って、①物品、②部分の用途機能、③部分の位置等、④部分の形状等の4要素について類否判断への影響等を評価しており、結論において間違いはない。しかし、『基準』112頁は、「公知の意匠と部分意匠との類否判断は、兩意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう」と述べるように、4つの要素の「共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して」総合的に判断されるべきものである。また、そもそも、「物品の部分の形状等」であって美感を起こさせるものが部分意匠であるから、引用意匠も「物品の部分の意匠」が認定されるべきものである。なお、最近の審判よりも以前の審判に「②相当する部分を引用意匠」と認定するものが多いように思われる^{*12}。

*6 梅澤修「判決紹介（2）知財高判平成22・7・7〔呼吸マスク〕」（特許ニュースNo.12842 H22.10.6）参照。

*7 知財高判平成26・11・13〔人工歯〕平成25（行ケ）10281で審決は、「本願意匠目録記載の各写真において緑色に着色された部分以外の部分（以下「本願部分」という。）は、意匠登録第1213948号の意匠（以下「引用意匠」という。）のうち、本願部分との対比の対象となる部分（以下、同部分を「引用部分」という。）に類似する」と述べる。同旨判決として、知財高判平成20・5・26〔木ねじ〕平成19（行ケ）10390、知財高判平成20・5・28〔短靴〕平成19（行ケ）10402、知財高判平成27・1・28〔携帯情報端末〕（平成26（行ケ）10161、10162）、知財高判平成27・1・28〔携帯情報端末〕（平成26（行ケ）10163）がある。

*8 知財高判平成19・1・31〔ブーリー〕平成18（行ケ）10317の審決は、「意匠登録第908556号の類似第1号の意匠の本願意匠に相当する部分の意匠（以下「引用意匠」という。）」と述べる。同旨判決として、知財高判平成17・5・23〔自動車用タイヤ〕平成17（行ケ）10253、知財高判平成17・6・30〔自動車用タイヤ〕平成17（行ケ）10144、知財高判平成18・7・18〔スポーツ用シャツ〕平成18（行ケ）10004、知財高判平成19・1・31〔ブーリー〕平成18（行ケ）10318、知財高判平成19・4・25〔ブーリー〕平成18（行ケ）10469、知財高判平成20・12・25〔ビールピッチャー〕平成20（行ケ）10251、知財高判平成21・3・25〔人形〕平成20（行ケ）10402、知財高判平成22・7・7〔呼吸マスク〕平成22（行ケ）10079、知財高判平成24・11・26〔人工歯〕平成24（行ケ）10105ないし10110がある。

*9 東京地判平成25・4・19〔サンダル〕平成24（ワ）3162は、引用意匠について、「登録実用新案第3062345号公報…に開示されている意匠（乙1意匠。スリッパ全体の意匠）の本件意匠の当該部分に相当する部分（乙1でいう「足底部材」）の意匠（…以下、「乙1サンダル台部分の意匠」という。）」と述べる。

*10 詳細は、本連載「意匠法の問題圏 第7回・8回（部分意匠）」（DESIGN PROTECT 2014 No.101、102 Vol.27- 1、2）参照。

*11 最近の審決を見ると、①物品全体を引用意匠と認定する審決として、（審決2018・11・22〔携帯電話機〕不服2018-11341）は、本願意匠について、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」を「本願部分」とし、これと対応して、刊行物に記載された意匠を「引用意匠」として、本願部分に相当する部分を「引用部分」と認定する。そして、審決の結論としては「兩意匠は、意匠に係る物品が類似し、兩部分の用途及び機能が同一であり、兩部分の位置、大きさ及び範囲も同一であるが、兩部分の形態において、需要者に異なる美感を起こさせるものであるから、兩意匠は類似しない」と述べる。同様に「兩意匠」と「兩部分」に分節して類否判断する審決として、審決2018・10・10〔ハンマー〕不服2018-6595、審決2018・10・19〔自動車フロントバンパー〕不服2018-5264、審決2018・7・18〔電線管〕不服2018-3391、審決2018・9・19〔介護用椅子〕不服2018-1419、審決2018・5・22〔電気接続端子〕不服2018-1411、審決2018・7・9〔緩み止めナット〕不服2018-1282。引用意匠を全体意匠として、対比は部分でするという判断手法は、知財高判平成29・1・24〔箸の持ち方矯正具〕平成28（行ケ）10167の判断手法と共通するところがある。しかし、曖昧な認定判断となり、妥当ではないように思われる（梅澤修「意匠の類否判断における「物品の類似」と「対比対象」」（DESIGN PROTECT 2018 No.120 Vol.31- 4）18頁参照。）。

*12 例えば、審決2013・5・30〔歯ブラシ〕不服2012-22150、審決2010・10・12〔衛生用マスク〕不服2010-14337、審決2010・3・9〔運動靴〕不服2009-14440がある。

（つづく）